|  |  |
| --- | --- |
| **地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第421号**  資料４－２  **地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程の一部を改正する規程**  　地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程（平成18年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第4号）の一部を次のように改正する。  　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 | |
| 改正後 | 改正前 |
| （賞与）  第６条  １～２　（略）  ３　前項の賞与の額を定めるにあたっては、大阪府知事が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。  ４～５　（略）  （業績手当）  第６条の２  １　（略）  ２ 業績手当の額は、理事長が定める基準により大阪府知事が行う評価の結果に応じて定めた額とする。  ３　（略）  附　則（平成２０年規程第９２号）  （施行期日）  １　（略）  （報酬の特例）  ２　理事長及び副理事長の基本給の額は、平成23年４月１日から令和３年３月31日までの間において、第４条の規定にかかわらず、同条に定める額から、100分の２に相当する額を減じた額とし、令和３年４月１日から理事長が別に定める日までの間においては、理事長にあっては、その100分の14、副理事長にあっては、その100分の６に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額は、同条に定める額とする。  　　附　則（平成２３年規程第１６０号）  １～２（略）  ３　地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程を改正する規程（平成20年規程第92号）附則第２項の適用にあたっては、「100分の２」とあるのは「理事長にあっては、その100分の14、副理事長にあっては、その100分の６」と読み替えて適用する。  ４　（略） | （賞与）  第６条  １～２　（略）  ３　前項の賞与の額を定めるにあたっては、大阪府地方独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。  ４～５　（略）  （業績手当）  第６条の２  １　（略）  ２ 業績手当の額は、理事長が定める基準により大阪府地方独立行政法人評価委員会が行う評価の結果に応じて定めた額とする。  ３　（略）  附　則（平成２０年規程第９２号）  （施行期日）  １　（略）  （報酬の特例）  ２　理事長及び副理事長の基本給の額は、平成23年４月１日から令和３年３月31日までの間において、第４条の規定にかかわらず、同条に定める額から、100分の２に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額は、同条に定める額とする。  　　　附　則（平成２３年規程第１６０号）  １～２（略）  ３　地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程を改正する規程（平成20年規程第92号）附則第２項の適用にあたっては、「令和３年３月31日」とあるのは「理事長が別に定める日」と、「100分の２」とあるのは「理事長にあっては、その100分の14、副理事長にあっては、その100分の６」と読み替えて適用する。  ４　（略） |

附　則

この規程は、令和3年3月31日から施行し、この規程による改正後の大阪府立病院機構役員報酬等規程は、令和3年4月1日から適用する。

|  |  |
| --- | --- |
| **地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第429号**  **地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程の一部を改正する規程**  　地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程（平成18年地方独立行政法人大阪府立病院機構規程第4号）の一部を次のように改正する。  　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 | |
| 改正後 | 改正前 |
| 附　則（平成２０年規程第９２号）  （施行期日）  １　（略）  （報酬の特例）  ２　理事長及び副理事長の基本給の額は、平成23年４月１日から令和３年３月31日までの間において、第４条の規定にかかわらず、同条に定める額から、100分の２に相当する額を減じた額とし、令和３年４月１日から理事会が別に定める日までの間においては、理事長にあっては、その100分の14、副理事長にあっては、その100分の６に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額は、同条に定める額とする。 | 附　則（平成２０年規程第９２号）  （施行期日）  １　（略）  （報酬の特例）  ２　理事長及び副理事長の基本給の額は、平成23年４月１日から令和３年３月31日までの間において、第４条の規定にかかわらず、同条に定める額から、100分の２に相当する額を減じた額とし、令和３年４月１日から理事長が別に定める日までの間においては、理事長にあっては、その100分の14、副理事長にあっては、その100分の６に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる基本給の月額は、同条に定める額とする。 |

附　則

この規程は、令和3年4月28日から施行する。